

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑

化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交 通整理を行うことができる信号機であつて、 歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠 隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通 行しているものに限る。）又は自転車が道 路を横断することができる場合において、 当該信号機及び当該他の信号機のいずれも が、車両又は路面電車（交差点において既 に左折又は右折しているものを除く。）が 当該道路を通行することができることとな る信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>(信号機に関する基準) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交 通整理を行うことができる信号機であつて、 歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車 が道路を横断することができる場合におい て、当該信号機及び当該他の信号機のおい れもが、車両又は路面電車（交差点におい て既に左折又は右折しているものを除く。） が当該道路を通行することができること となる信号を表示しないこととなるもの</p>

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。